

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路 の開発に関する基本方針の変更について(案)

平成30年11月14日
港湾局

1) 基本方針とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が定める、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する方針

2) 基本方針の役割

国の港湾行政の指針（港湾法第3条の2第1項）

個別の港湾計画を定める際の指針（港湾法第3条の3第2項）

特定貨物輸入拠点港湾における特定利用推進計画の指針（港湾法第50条の6第4項）

国際旅客船拠点形成港湾における国際旅客船拠点形成計画の指針（港湾法第50条の16第4項）

3) 基本方針に定める事項（港湾法第3条の2第2項）

- ・ 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
- ・ 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
- ・ 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項
- ・ 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
- ・ 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- ・ 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
- ・ 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

基本方針は、国の港湾行政の指針として、並びに港湾管理者が個別の港湾計画を策定する場合の指針として定められているが、数次にわたる部分的な追記・修正を行う中で、冗長的・重複的な記述が増えており、港湾計画の策定やその他の施策の指針となる考え方が認識しづらい状態となっている。

一方、新興国の経済発展及びそれに伴う産業・物流構造の変化や資源獲得競争の激化への対応、海運業界におけるアライアンス再編等に伴う国際基幹航路の寄港先の絞り込みへの対応、急増するクルーズ需要の受入環境の整備、大規模災害への対応や復旧・復興等について、国内外の社会情勢の変化の中で港湾政策における国や港湾管理者、民間企業、地域団体等が連携し取り組むべき内容は大きく変化している。

そのような状況を踏まえ、今後の港湾政策の基本的な方向性として、2030年を見据えた「中長期政策」を平成30年7月にとりまとめたところ。

今般の「中長期政策」のとりまとめを機に、冗長的・重複的な記述を改めるとともに、「中長期政策」における港湾政策の方向性や施策を踏まえつつ、基本方針の見直しを行い、国が港湾管理者等に示す指針となる考え方が認識しやすいものとなるようにする。

今後のスケジュール(案)

平成30年	6月27日	交通政策審議会(諮問)	[法第3条の2第4項]
	11月14日	交通政策審議会(審議)	
平成31年	1月頃	交通政策審議会(審議)	
	2月頃	パブリックコメント 関係行政機関の長への協議 港湾管理者への意見照会	[法第3条の2第4項] [法第3条の2第5項]
	3月頃	交通政策審議会(審議・答申案) 交通政策審議会(答申)	[法第3条の2第4項]
	3月末頃	基本方針変更告示	[法第3条の2第6項]